

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年9月

東 根 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	6
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	6
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	8
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
第6	その他	21
(別紙1)	営農類型ごとの経営規模及び生産方式の指標	
(別紙2)	経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標	
(別紙3)	利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件	
(別紙4)	利用権の設定等の内容	

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市の農業の現状

東根市は、山形県の中央村山盆地の北部に位置し、白水川・村山野川・乱川によって形成された複合扇状地上にひらけており、篤農家のたゆまざる努力によって、果樹を中心に県内随一の生産性の高い農業地帯を形成している。気候は、内陸性の気候区に属し、年間の寒暖差が著しいものの比較的自然災害が少なく、農業をはじめ各種産業立地の好条件となっている。

耕地面積は、平成22年に3,340haあったものが、平成30年には3,080haまで減少し、市の総土地面積20,694haに対する比率は14.9%となっている。しかし、森林等13,351haを除いた市の面積の約42%を占めており、農業の生産基盤であるばかりでなく、国土保全、自然環境の維持増進に大きく寄与しており、本市農業・農村は、都市住民等にゆとりと潤い、健康増進の場を提供するということから重要な役割を果たしている。

このうち経営耕地面積は、2,355ha(令和2年)であり、うち田が952ha、樹園地が1,229ha、普通畑が174haとなっている。平成22年と比較すると経営耕地面積は487ha減少しており、その内訳は水田が220ha、樹園地が240ha、普通畑が27haの減少となっている。樹園地の面積は水田面積より277ha多くなっており、このことは、当市の農業経営の中心が果樹であることを示している。

農家戸数(販売農家)は、1,578戸(令和2年)で、本市全体に占める割合は8.8%となっており、平成27年より213戸減少している。主副業別経営体数では、農業所得を主とする主業経営体は477経営体となっており、農外所得を主とする準主業経営体、副業的経営体は、それぞれ223経営体、945経営体となっている。

農業産出額は、189億円(令和2年)で、そのうち果樹が146億7千万円(77.6%)と最も多く、次いで畜産が16億1千万円(8.5%)、米が13億7千万円(7.2%)となっている。農業産出額に占める果樹の割合は年々高まっており、一方、米や畜産の割合はほぼ横ばいかまたは低下している状況にある。県平均の果樹の割合が29.1%であることから、本市農業に占める果樹の割合が突出していることがわかる。

このように、本市では果樹や米を中心とした多様な農産物の生産がなされている。今後とも市民の理解を得ながら、農業・農村の持つ多面的機能を発揮し、効率的かつ安定的な農業経営を中心として、農産物等の地域資源を活用した6次産業化などさまざまな取組を地域ぐるみで進めていくことによって、農業・農村の振興を図っていくことが必要であり、このような取組みに対して支援施策の集中化を図る必要がある。

2 本市の農業構造

東根市は、農業と商工業、農村と都市の調和を図り、活力あふれる地域社会として機能していくことを目標としてまちづくりを進めてきた。その中で、本市農業の基本方向は、

生産性の高い農業の確立及び安定した農業経営の確立に置き、生産基盤の整備や近代化施設の整備、さらには農村集落の環境改善や生活基盤の整備に力を注いできた。高生産性農業の確立のために、水稲から果樹への基幹作物の転換を図り、畜産・野菜・花き等を組み合わせた営農類型の確立を図ってきた。今後、農業をめぐっては、食生活の多様化や国際化の進展、農業従事者の高齢化と後継者不足等への対策としてコスト削減や良質生産、販路拡大等による産業として自立できる経営体制への移行が急務となっている。

本市における一農業経営体当たりの平均耕作面積は、1.51ha とやや増加の傾向にあり、大規模農家は増加の傾向にあるものの、依然として小規模にとどまっている。地帯別に見ると、水田地帯では担い手へ集積がある程度進んでいるものの、果樹等園芸地帯では増加率が低く、中山間地帯では担い手不足等により頭打ちの状態となっている。今後は、農業就業者の高齢化などにより、離農農地がさらに増加していくことが予想される。

今後、地域における農業者の話し合いによる地域計画の策定を推進し、農地中間管理事業の活用等により、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進めていく必要がある。

3 経営体育成の必要性

人口の減少や高齢化により国内の消費市場の縮小が予想される中、農業をめぐっては、食の安全・安心への関心の高まり、中食や外食等食生活の多様化、担い手の減少や高齢化等が進んでいる。このような状況下において本市農業・農村の活性化を図るためには、消費者ニーズに的確に対応できるような優れた経営感覚と技術を持つ経営体を市内に数多く育成していくことが必要である。この場合の経営体は、規模や作物・品種構成の面において、地域ごとの気象条件や土地条件に適合した安定的なものであるとともに、その生産物が大消費地や地方都市、県内あるいは地場等の多様な市場の中において安定的な販路を確保していくことが必要である。さらには、農産加工や産地直売、食品製造業者等と連携した新商品開発など、農業を起点とする多様な経営に取り組むことが重要である。このような効率的かつ安定的な農業経営が各地で多数展開され、本市農業を魅力ある産業として確立することが、農業を支える人材を確保していく上でも極めて重要な意味をもつものである。

また、米政策等の見直しにより、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）や米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）の対象者が認定農業者、認定新規就農者、集落営農に重点化されたことを踏まえ、認定農業者等への誘導が必要である。

4 経営体育成の方向

効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき農業経営体のおおむね10年先（令和9年度）の農業経営の目標を明らかにするとともに、そ

の目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地中間管理機構の機能等を発揮した農用地の利用の集積・集約化や、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。

また、地域計画の策定・見直しを通じ、地域農業の維持・発展に向けた合意形成の促進など多様な担い手育成のための基盤づくりを併せて推進するとともに、次代を担う新規就農者の育成・確保を図ることにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保の目標

① 認定農業者の現状と育成・確保

東根市の認定農業者数は、令和5年3月末現在で、300経営体であり、近年は横ばいで推移している。

このような状況を打破し、強い農業を展開していくため、市、県、東根市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、東根市農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、農業委員会ネットワーク機構、公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「農業支援センター」という。）等の関係機関が連携し、生産技術や営農改善等の助言、各種研修会を実施するとともに、機械施設整備等に対する助成事業や融資制度の積極的な活用を支援することで、個々の経営体の経営基盤の強化を推進していく。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある農業者に対しては、経営改善計画の作成支援等を行うことにより積極的に認定農業者に誘導し、経営規模の拡大や農業経営の高度化・多角化を促進する。

② 農業経営における労働時間・農業所得の数値目標

農業経営において地域における他産業従事者並の年間総労働時間で、他産業従事者並の生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保することを基本としながらも、立地条件や農業生産条件等を考慮した年間農業所得の確保にも配慮し、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。そして、これらの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

（専門的農業従事者1人当たり）

年間総労働時間	年間農業所得
2,000時間	500万円

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保＝認定新規就農者＝

① 新規就農者の現状と育成・確保

本市の新規就農者は、令和4年度は21人となっている。

こうした中、政府が掲げる新規就農者を倍増し、令和5年度までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという政策目標を踏まえ、本市農業の発展を支える人材を確保するため、就農段階に応じたきめの細かい支援策を推進する。

② 農業経営における労働時間・農業所得の数値目標

農業経営における労働時間・農業所得の数値目標については、地域の同世代の他産業従事者と遜色のない水準の実現を目標とする。具体的には、経営規模、生産技術等を考慮し、(1) で定める年間総労働時間（専門的農業従事者1人当たり概ね2,000時間）、及び農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として(1) で定める農業所得（専門的農業従事者1人当たり概ね500万円）の4割（ただし、夫婦が共同経営する場合は、5割）以上を目標とする。

(3) 集落営農組織の育成と農業経営の法人化の推進

農業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化が見込まれる地域においては、農作業受託によって農用地の利用集積を図る相手方として、特定農業団体等の集落営農組織の育成を推進し、これら組織の実効性ある法人化の促進に向け地域の実情に即し支援する。

集落営農の組織化については、地域農業の発展・活性化の視点に配慮しながら、組織づくりの段階から経営の効率化、法人化の段階まで、各組織の経営の発展段階に応じて、山形県農業経営・就農支援センター（以下「農業経営・就農支援センター」という。）による専門家派遣や東根市、農業協同組合、県等関係機関が連携し支援する。

また、異業種等から農業に参入する法人については、地域の合意形成を前提として円滑な参入と定着に向けて支援していく。

5 分野別推進方向

これらの目標を達成するため、農業生産構造及び農業経営の実態を踏まえつつ、地域農業の将来展望を地域自らの創意と合意に基づいて描くことを基本とし、以下の施策を重点的に推進する。

(1) 認定農業者等の育成

経営改善計画の着実な達成に向けて、専門家の派遣など個別課題に対応した指導・助言を行うとともに、制度資金や国・県の各種事業及び本市独自の支援事業などを活用した支援を行う。

また、新規就農者については、就農相談から営農定着までの就農段階に応じた支援を行うとともに、新規参入者に対しては関係機関の協力のもと、円滑な農地確保に努める。

なお、経営体の法人化を含めた経営管理能力の向上については、東根市、県、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業支援センター等の関係機関が連携し、各種研修事業を実施するなどの指導を行う。

(2) 稲作を中心とする土地利用型農業の推進

一層の規模拡大、あるいは稲作と畑作物等との複合化を推進するため、連坦した形での農地の利用集積を図る。

また、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種構成、個別の経営内容に即した品種や栽培方法の組み合わせ、低コスト化のための技術の普及、土壌改良、地域輪作体系の導入及びは場の畑作化等の農業生産基盤の整備等を、相互に十分連動させながら推進する。

なお、主食用に加え、加工用米や飼料用米、新市場開拓用米など消費者や実需者などの多様なニーズに応じた売れる米づくりを推進する。

さらに、大豆やそば等については、収量増加・品質向上に向けた新技術の普及拡大に努めるとともに、水田フル活用を推進する。

加えて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者、農業法人及び集落営農組織等による農作業受託等を支援し、省力・低コスト化を推進することにより、これらの経営の発展を図る。

(3) 果樹、野菜、花き等の園芸作物の生産拡大

高品質生産や周年的な安定生産のための施設化と、水田転換畑を有効活用する土地利用型野菜等の生産拡大のための機械化等、生産基盤の一層の整備促進を図る。特に、労働負担の軽減や規模拡大、一層の複合化を図るための省力生産技術の普及、安定的な雇用を図るための地域の労働力補完システムの確立、労働環境改善のための施設整備等を推進する。

特に、令和3年で結実から100周年を迎えたさくらんぼの「佐藤錦」については、本市独自の支援事業を実施するなど、生産基盤の強化を図るとともに、果樹全般についても施設整備などを支援していく。

(4) 畜産業の競争力強化

新規就農者や後継者等の担い手の育成を図りながら、規模拡大や省力化・生産性向上のための施設・機械の整備による生産基盤の強化を推進する。また、家畜の改良や新技術の導入等による畜産物の高品質化とブランド力の向上、耕畜連携による飼料用米や飼料用とうもろこし等の自給飼料の安定確保を図り、畜産経営の競争力強化を推進する。

(5) 中山間地域の経営の複合化

気象条件、土地条件に適合した山菜も含めた園芸作物、畜産物、特用林産物等を取り入れた経営の複合化と販路の確保を積極的に推進する。

(6) 環境農業の推進

農産物に対する消費者の信頼性向上に向けて、環境保全型農業や農業生産工程管理法の導入など、安全農産物の生産を一体的に推進する。

また、ゼロカーボンシティの実現に向けた本市独自事業の実施により、環境に配慮した農業を支援する。

(7) 6次産業化・流通販売の促進

農林漁業者自ら、あるいは食品製造業者等との連携による加工食品の商品開発や

販路開拓・拡大に向けた取組みへの支援等により、ブランド力のある農林水産物を活用した6次産業化を推進する。

また、生産・流通・販売の各段階において、地理的表示（G I）「東根さくらんぼ」を軸にした「果樹王国ひがしね」のブランド確立に向けた戦略的取組みを推進するとともに、情報発信の充実等による差別化および価格競争に左右されない本市独自のブランド化の定着を図りながら、国内外での販路・販売の拡大を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標は、本市における主要な営農類型ごとに別紙1のとおりである。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、将来効率的かつ安定的な農業経営を目指す必要があることから、第2の営農類型、経営規模、生産方式等を参考としながら、第1の4の(2)に示したような目標（年間総労働時間（専業的農業従事者1人当たり概ね2000時間）、年間農業所得（専業的農業従事者1人当たり概ね500万円）の4割以上）の達成が可能となるよう、地域の実情、青年等自身の生産技術や経営能力を踏まえ設定している。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

人口の減少や高齢化が進んでいる中で、本市の安全・安心で魅力ある農産物を安定的に生産し、本市農業を持続的に発展させていくためには、認定農業者、認定新規就農者、農業法人、集落営農など従来の担い手に加え、新規就農者や小規模農家、兼業農家、移住者・Uターン者さらには半農半Xなども含めて農産物の生産活動に関わる多様な人材を農業を担う者に位置付け、育成・確保を図る必要がある。

認定農業者、認定新規就農者、農業法人、集落営農などの担い手や新規就農者については、第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に基づき、地域農業の核となるよう育成・確保を図る。

また、半農半Xも含めた多様な人材の確保に向けて、農家子弟をはじめ、非農家出身者、定年帰農者、女性などに対し、就農の動機付けから営農定着、発展まで各段階に応じた支援の充実を図るとともに、地域が主体と受入体制の強化を図る。

さらには、農繁期の労働力については、さくらんぼの収穫をはじめ、短期的に大きな労働力ニーズがあることから、市内の若者、女性、高齢者、外国人などによる労働力の確保を図るとともに、公務員による限定的な副業の試行や民間企業への協力依頼など関係機関が一体となって様々な取組みを展開する。

加えて、移住者・Uターン者、旅行者などの多様な人材を、移住・定住策や観光・産業振興策と連携して本市へ呼び込み、農作業受委託の仕組みを活用した農繁期の労働力の確保を図る。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県や市農協、市の移住・定住の担当部署などの関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達サポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面からの相談など必要となるサポートを一元的に行えるよう東根市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合等関係機関と連携し、実施できる体制を構築する。

さらに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県または市による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 東根市

東根市は、就農希望者の受入について、関係機関と連携し受入体制を構築するとともに、移住・定住担当部署と連携しながら就農地の生活・住居等に関する情報の提供、

定着する上での相談対応を行う。

(2) 農業委員会

農業委員会は、農地利用の意向など農地に関する情報の収集、農地の紹介・あっせん、相談対応等を行う。

(3) 農業協同組合

農業協同組合は、新規就農者の作物ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供を行うとともに、必要に応じて、農業機械の貸与、農作業の委託のあっせんなどを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、新規就農者の受入に関連する関係機関と連携し、地域内における作付品目ごとの就農受入体制、研修内容、支援策、就農後の生活や収入のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を整理し、県及び農業経営・就農支援センターに情報提供する。

農業委員会は、意向調査などで把握した離農予定で後継者を必要とする農業者や新規就農者へ紹介したい遊休農地等の情報を整理し、市や農業経営・就農支援センターに情報提供する。

市農協は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、山形県農業経営・就農支援センターに情報提供するとともに、農業経営・就農支援センターは、就農希望者とマッチングを行い、市と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

概ね10年後（令和9年度）における市全体の農用地面積に占める効率的かつ安定的な農業経営体（認定農業者、認定新規就農者、集落営農等）の利用集積面積（所有面積、借入面積及び水稲においては耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀のすべてを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積の合計面積）の割合の目標は、60%とする。

生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要であり、農用地の集積・集約化につながる計画となるようサポートして促す。また、策定された地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、市、農業委員会、関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を改善し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図

ることとする。

また、現状の集積率は、市平均で 46%程度であるが、水田の面積が広い西部地区では比較的集積が進んでいる一方で、中山間地帯や果樹等園芸地帯では、集積率が低い傾向にある。そこで、水田や園芸地帯など農用地の利用形態、平場や中山間地帯という農用地の地形といった個別の状況に応じた課題に着目し、集積・集約化に向けたサポートを行う。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農地集積の推進方向

第2で示した営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成と、第4で示した農用地の利用の集積に関する目標の達成を図るためには、耕作放棄地の発生防止や再生利用の取組みを進めるとともに、今後増加していくことが見込まれる離農農地を効率的に利用集積していくことを目指し、地域計画の策定において、地域における話し合いを踏まえ、地域内外から農地の担い手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を図っていく必要がある。

このため、市、県、農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、東根市農業再生協議会（以下「市再生協」という。）、農業協同組合、土地改良区等関係機関の連携のもとに、農地中間管理事業を柱として、農地中間管理機構が行う特例事業と連携しながら農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施することとし、特に、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づく農業経営改善計画の認定制度の積極的な活用を図る。なお、農業経営改善計画の認定を受け、その計画期間を満了とする者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行うものとする。

(2) 農地集積に向けた推進体制

農地中間管理機構は、地域計画と併せて作成する目標地図に位置付けられた地域の中心となる経営体に対し、農地中間管理事業等により効率的に農地が集積されるよう連携して推進するものとし、市、県、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、市再生協、農業協同組合、土地改良区等の関係機関は、農地中間管理機構が十分機能を発揮できるよう支援するものとする。

また、東根市は、これら集積農地の受け手となる中心経営体の自主的かつ計画的な経営改善の取組みに対して適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修等を推進する。（別紙 2 「経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標」参照）

(3) 地域計画推進事業の実施に関する基本的な事項

地域計画推進事業については、東根市が地域における農業者等の話し合いの結果

を踏まえ、農用地の効率的かつ安定的な利用を図るため、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用姿である目標地図を明確化するものであり、計画における担い手に対する農用地の集積や農用地の集団化を実現できるよう農地中間管理機構による利用権の設定等を促進する。また、併せて、経営規模の拡大や経営の複合化が円滑に進むよう、極力連坦化された作業単位の形成に重点を置いた農作業受委託の促進を図るものとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、同法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他同法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、農業協同組合及び各地区農用地利用改善団体等による周知の他、農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。

参加者については、農業者、市、県、農業委員会、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、当該地区が関連する土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を東根市経済部農林課農政係内に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成するなど、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

東根市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用

改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第6号の認定申請書を東根市に提出して、農用地利用規程について東根市の認定を受けることができる。

② 東根市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が本構想に適合するものであること。

イ (4)の①のイに掲げる実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利

用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 東根市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を東根市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 東根市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農

用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 東根市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 東根市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、東根市地域担い手育成総合支援協議会と連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

東根市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する

上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
 - ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
 - ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
 - ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
 - ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
 - ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等
- 農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん基準に適合することとなる者として農業委員会が作成するあっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則（以下「法附則」という。）第 5 条第 2 項に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他政令第 4 条で定める者を除く。）が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすること

が適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙3のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。
- ⑧ ①から⑦に定めるもののほか、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件は、農業委員会が定める農地移動適正化あっせん基準に定めるところによるものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙4のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 東根市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から基

本要綱様式第7号（法附則第5条第1項に基づく様式）に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 東根市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定時期

- ① 東根市は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認められるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 東根市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権の設定等の調整が整ったときは、東根市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 東根市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときには、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前

までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 東根市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 東根市は、(5)の②、③の規定による土地改良区、農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、東根市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 東根市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑤のウの事項について、東根市は、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかを確認したうえで定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が(1)の④に定める者である場合には次に掲げる事項
 - ア その者が賃借権又は使用貸借権による権利の設定を受けた後において、その農用地が適正に利用されていないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借を解除する旨の条件
 - イ その者が、毎事業年度の終了後3か月以内に、農地法第6条の2で定めるところ

ろにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について東根市長に報告しなければならない旨

ウ その者が賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑥ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

東根市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

東根市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を東根市の掲示板への掲示により公告する。

なお、東根市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

東根市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

東根市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借

賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 東根市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた(1)の④に定める者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 東根市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当各号に係る賃借権又は使用賃借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に定める者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用賃借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 東根市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を東根市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ 東根市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用賃借が解除されたものとする。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあつた場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業あるいは、農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。東根市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

5 その他の事業に関する事項

農用地利用改善事業、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進する事業については、新規就農者の確保や、農村女性の能力の十分な発揮に資することに留意しつつ、地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体として重点的、効果的に実施する。

なお、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体は、関係者の合意のもとに、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人及び特定農業者団体の設立を推進する。

また、基盤整備事業の積極的な推進により、ほ場の大区画化・畑地化を図るとともに、換地を契機とした農用地の集団化及び転作田の団地化の促進、利用権の設定の調整及び農作業受委託の促進等を総合的に推進し、効率的かつ安定的な農業経営への連坦化された農用地の利用集積を促進するものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

この基本構想は、公示の日から施行する。

営農類型ごとの経営規模及び生産方式の指標

(1) 主たる経営者1人当たりの農業所得500万円以上の営農類型(トップランナー)

No.	営農類型	経営規模	販売金額・農業所得等	主な留意事項等
1	さくらんぼ+ぶどう+ 水稲 【果樹+水稲】	経営規模 = 2.1 ha さくらんぼ = 0.3 ha ぶどう = ha (デラウェア) = 0.3 ha (大粒系) = 0.3 ha 水稲 = 1.2 ha	主たる経営者の 農業所得 5,005 千円 ◇販売金額 18,824 千円 ◇農業所得 10,009 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 974 千円 ・補助的従事者 7 人	● 省力化新技術(さくらんぼY字仕立て) ○ さくらんぼ5割、大粒系ぶどう5割を直売・贈答用で販売 ○ 水稲は共同乾燥調製施設利用、主要機械は4戸共同利用
2	さくらんぼ+啓翁桜+ 水稲 【果樹+花き+水稲】	経営規模 = 4.3 ha さくらんぼ = 0.4 ha 啓翁桜 = 1.5 ha 水稲 = 2.4 ha	主たる経営者の 農業所得 6,511 千円 ◇販売金額 15,206 千円 ◇農業所得 6,511 千円 ・基幹的従事者 1 人 ◇支払労務費 1,139 千円 ・補助的従事者 4 人	● 省力化新技術(Y字仕立て) ○ さくらんぼ5割を直売・贈答用で販 ○ 水稲は共同乾燥調製施設利用、主要機械は3戸共同利用
3	ぶどう+啓翁桜+水 稲 【果樹+花き+水稲】	経営規模 = 4.8 ha ぶどう = ha (デラウェア) = 0.3 ha (大粒系) = 0.2 ha 啓翁桜 = 1.6 ha 水稲(直播) = 2.7 ha	主たる経営者の 農業所得 5,804 千円 ◇販売金額 16,471 千円 ◇農業所得 5,804 千円 ・基幹的従事者 1 人 ◇支払労務費 1,029 千円 ・補助的従事者 3 人	○ 大粒系ぶどう5割を直販・贈答用で販売 ○ 水稲は共同乾燥調製施設利用、主要機械は2戸共同利用
4	ぶどう 【果樹専作】	経営規模 = 1.2 ha ぶどう = ha (デラウェア) = 0.7 ha (大粒系) = 0.5 ha	主たる経営者の 農業所得 5,897 千円 ◇販売金額 21,194 千円 ◇農業所得 11,794 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 992 千円 ・補助的従事者 5 人	○ 大粒系ぶどう5割を直販・贈答用で販売
5	えだまめ+水稲+啓 翁桜 【水稲+野菜+花き】	経営規模 = 15.5 ha えだまめ = 4.0 ha 水稲 = 9.0 ha 啓翁桜 = 2.5 ha	主たる経営者の 農業所得 5,052 千円 ◇販売金額 31,567 千円 ◇農業所得 10,103 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 442 千円 ・補助的従事者 2 人	○ 水稲は共同乾燥調製施設利用 ○ えだまめは収穫機械等2戸共同、出荷調製は選果施設利用
6	水稲+えだまめ+大 豆 【水稲+野菜】	経営規模 = 30.0 ha 水稲 = 17.4 ha えだまめ = 2.0 ha 大豆 = 10.6 ha	主たる経営者の 農業所得 5,237 千円 ◇販売金額 35,701 千円 ◇農業所得 10,474 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 704 千円 ・補助的従事者 5 人	● スマート農業技術(直進キープ田植機) ○ 水稲、大豆の乾燥調製は自己完結 ○ えだまめは収穫機を使用し選果施設を利用

(2) 主たる経営者1人当たりの農業所得800万円以上の営農類型（スーパートップランナー）

No.	営農類型	経営規模	販売金額・農業所得等	主な留意事項等
1	さくらんぼ+もも+りんご 【果樹専作】	経営規模 = 2.4 ha さくらんぼ = 0.6 ha もも = 1.0 ha りんご = 0.8 ha	主たる経営者の農業所得 8,159 千円 ◇販売金額 31,704 千円 ◇農業所得 16,318 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 2,155 千円 ・補助的従事者 10 人	● スマート農業(ロボット草刈機) ● 省力化新技術(さくらんぼY字仕立て、りんご朝日ロンバス式栽培) ○ さくらんぼ5割、もも3割、りんご3割を直売・贈答用で販売
2	西洋なし+ぶどう+さくらんぼ 【果樹専作】	経営規模 = 1.8 ha 西洋なし = 1.0 ha ぶどう(デラウェア) = 0.2 ha (大粒系) = 0.3 ha さくらんぼ = 0.3 ha	主たる経営者の農業所得 8,775 千円 ◇販売金額 31,891 千円 ◇農業所得 17,550 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 1,484 千円 ・補助的従事者 8 人	● 省力化新技術(Y字仕立て) ○ 西洋なし3割、大粒系ぶどう5割、さくらんぼ5割を直売・贈答用で販売
3	ぶどう+もも+りんご 【果樹専作】	経営規模 = 2.1 ha ぶどう(大粒系) = 0.6 ha もも = 0.9 ha りんご = 0.6 ha	主たる経営者の農業所得 9,823 千円 ◇販売金額 32,839 千円 ◇農業所得 19,646 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 894 千円 ・補助的従事者 4 人	● スマート農業(ロボット草刈機) ● 省力化新技術(りんご朝日ロンバス式栽培) ○ ぶどう5割、もも3割、りんご3割を直売・贈答用で販売
4	肥育牛 【畜産専業】	飼育規模 肥育牛 = 1,000 頭 年間出荷頭数 534.0 頭	主たる経営者の農業所得 12,522 千円 ◇販売金額 675,366 千円 ◇農業所得 49,043 千円 ・基幹的従事者 8 人 ◇支払労務費 162 千円 ・補助的従事者 1 人	○ もと牛導入月齢10か月、出荷月齢32か月 ○ 飼養方法は群飼 ○ 上物率70% ○ 経営者2名、従業員6名を想定

別紙2 (第4の2 (2) 関係)

経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標

経営管理の方法	<p>ア 経営の合理化・健全化を進めるため簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 また、青色申告の普及を図る。</p> <p>イ 家族農業経営については、その経営管理面を充実強化し、必要に応じて一戸一法人化を進める。生産組織については、経営の効率化、近代化を図り、熟度の高いものから地域の実情に応じて法人化の誘導を図る。</p> <p>ウ 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割の明確化を図る。</p> <p>エ 農業従事者の経営管理能力の向上を図るため、経営研修機会の確保に努める。</p> <p>オ 経営体質を強化するため自己資本の充実を図る。</p>
農業従事の態様等	<p>ア 農業従事者を安定的に確保するため、休日制及び給料制の導入を図る。</p> <p>イ 農繁期における労働負担の軽減のため、臨時雇用者の確保を図る。</p> <p>ウ 労働環境の快適化を進めるため、労働衛生に配慮した農作業環境の改善を図る。</p> <p>エ 労働の安全性の強化を図るため、農作業環境の整備、労務管理の充実、より安全な機械等の導入、休憩時間の確保等に努める。</p> <p>オ 農業従事者の資質向上を図るため、技術・労働改善等の研修の確保に努める。</p> <p>カ 組織経営体においては、常時従事者全員の社会保険の加入、厚生施設等の充実を図る。</p>

別紙3(第5の4(1)⑥の関係)

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等を受ける者が当該利用権の設定等を受ける土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)の全てを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められていること。

○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を有効的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

利用権の設定等の内容

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p>

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で 定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法（明治29年法律第89号）の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき東根市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
Ⅰの①に同じ。	<ol style="list-style-type: none"> 1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の認定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準
I の①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>

③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の③に同じ。この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

③ 所有権の移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>